

グループホーム ASA 楽々苑 重要事項説明書

第1条（法人の概要）

法 人 名	株式会社 Gトラスト
代 表 者	代表取締役 中西 明夫
事 業 所 名	グループホームASA楽々苑
サ ー ビ ス 種 類	・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
所 在 地	広島県広島市安佐北区安佐町飯室 1559 番地 2
連 絡 先	T E L : (0 8 2) — 5 7 3 — 5 0 5 0 F A X : (0 8 2) — 5 7 3 — 1 8 1 8
当事業所の運営方針	要介護または要支援2の状態にある者であって、認知症である者を、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の中で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営む事が出来るようにするものとする。
介護保険事業者番号	3 4 9 0 1 0 1 1 6 3
登 録 定 員	1 8 名（2ユニット 1階9名、2階9名）
営業日及び営業時間	2 4 時間 3 6 5 日

第2条（施設の概要）

1	建物の構造	鉄骨造 準耐火構造
2	敷地面積	820.07 m ²
3	建物の延べ床面積	423.05 m ²
4	1室当たりの居室面積	9.90～10.00 m ²
5	二人部屋の有無	無
6	施設への交通アクセス	広島北インターより約2km 広島電鉄安佐営業所バス亭より徒歩5分

第3条（職員の職種、人員及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。

A・Bユニット管理者	吉原 顕	実務者研修・管理者研修
------------	------	-------------

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

A・Bユニット計画作成担当者 兼介護職	栗栖 タズ子	介護支援専門員・実践者研修
------------------------	--------	---------------

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。日中、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に明記された3対1の配置基準を順守する。

介護職	11名以上(1名は以上は常勤)
-----	-----------------

※厚生労働省の定める基準を順守する。

第4条（指定認知症対応型共同生活介護の利用料）

1 認知症対応型共同生活介護費（介護保険適用サービス）

介護保険適用される利用者については、原則として認知症対応型共同生活介護費の1割負担となります。

なお、一定以上の所得のある方は、負担割合が2割もしくは3割となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

下記料金表の日額に、第4条（5）に明記する加算金額が追加されます。

※介護報酬改定があった場合には、その通知に従い費用負担額が変更となります。

認知症対応型共同生活介護費（1割負担分）		
要介護認定区分	単位数	月額
要支援2	749単位	23,482／月
要介護1	753単位	23,607／月
要介護2	788単位	24,704／月
要介護3	812単位	25,457／月
要介護4	828単位	25,958／月
要介護5	845単位	26,491／月

認知症対応型共同生活介護費（2割負担分）		
要介護認定区分	単位数	月額
要支援2	749単位	46,963／月
要介護1	753単位	47,213／月
要介護2	788単位	49,408／月
要介護3	812単位	50,913／月
要介護4	828単位	51,916／月

要介護 5	845 単位	52,982／月
-------	--------	----------

認知症対応型共同生活介護費（3割負担分）		
要介護認定区分	単位数	月額
要支援 2	749 単位	70,444／月
要介護 1	753 単位	70,820／月
要介護 2	788 単位	74,112／月
要介護 3	812 単位	76,369／月
要介護 4	828 単位	77,874／月
要介護 5	845 単位	79,473／月

（月額は30日計算にしています。広島市は1単位＝10.45円で計算されます。）

2 その他の費用（介護保険適用外の実費負担分）

※下記負担額は、物価、経済情勢の大幅な変動等で不相応となった場合には、書面による通知後、改定する場合があります。

※食材料費、家賃、管理費、リネンリース代は、月の途中で入退居された場合、日額で請求します。

※入院期間中の家賃については日割り計算とせず、月額にて請求させていただきます。

※食材料の発注は、1週間前の午前10時までにを行いますので急遽の変更は1週間前までに職員にお申し付けください。それ以外の場合は食材料費の請求をさせていただきます。

※利用者の嚥下状態により食事の形態を家族同意により変更できます。

※月額における計算は、30日計算であり31日、28日であっても30日計算とする。

※食材料費の計算に関しては、1食毎の計算とする。

家賃	49,800 円／月（1,660 円／日）
退去時清掃費	実費負担 50,600 円 入居時徴収にて清掃業者への委託、金額においては変更の可能性あり、変更があった場合には書面にて説明する。
管理費	25,500 円／月（850 円／日） 浄化槽の管理、共有部分の維持管理費、衛星放送受信料、光熱費（700 円／日）含む。
食材料費 （外税）	1 日：1,620 円 月：48600 円（30 日の場合） 朝食 378 円、昼食 540 円、夕食 594 円、おやつ 108 円
理美容代	実費負担
おむつ代	実費負担
リネンリース代	基本 3,900 円／月、汚染時など定期以外は実費負担。

レクリエーション 費・娯楽費	実費負担
退去時修繕費	実費負担
その他	日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者が負担することが適当と認められているものは別途徴収するものとする。

3 理美容代

カットのみ	2,000 円（美容師が訪問し施設内で行います）
-------	--------------------------

請求書及び領収書は、美容師より発行されます。

4 おむつ代一覧表

	おむつ代
テープ式オムツ M	6,700 円（30 枚入）
テープ式オムツ L	6,500 円（26 枚入）
テープ式オムツ S	6,500 円（34 枚入）
リハビリパンツ M	4,400 円（20 枚入）
リハビリパンツ L	4,150 円（18 枚入）
リハビリパンツ S	4,190 円（22 枚入）
リハビリパンツ LL	4,150 円（16 枚入）
レギュラーパッド	1,930 円（30 枚入）
ワイドパッド	2,430 円（30 枚入）
ビッグパッド	3,460 円（30 枚入）

5 リネンリース（寝具超過料金表）

製品名（布団類）	単 価	製品名（シーツ類）	単 価
掛 布 団	600 円／枚	掛包布	100 円／枚
肌 布 団	500 円／枚	肌包布	100 円／枚
敷 布 団	600 円／枚	シーツ	80 円／枚
枕	400 円／枚	枕カバー	50 円／枚

6 その他の加算

加算項目	単位数	内 容
初期加算	30 単位/日	入所した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として算定する。 利用者負担は合計で約 925 円追加されます。
医療連携体制加算Ⅰハ	37 単位/日	環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して事業所での生活を継続できるように、日常的な健康管理を行い、医療ニーズが必要になった場合に適切な対応がとれる等の体制

		を整備するもの。
看取り介護加算	○死亡日以前 31日～45日 72単位/日 ○死亡日以前 4日～30日 144単位/日 ○死亡日前日及び 前々日 680単位/日 ○死亡日 1,280単位/日	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、利用者又は家族の同意を得て、利用者の介護に係る計画を作成する。 利用者や家族の意思を尊重し、医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態や家族の求めに応じて、随時介護を行う。 医療連携体制加算を算定している。
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を含め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う。
科学的介護推進体制加算	40単位/月	より効果的な自立支援・重度化防止につなげる事を目的に、開祖保険のデータベース「LIFE」に利用者の情報提供を行い、フィードバックを活用する事で、エビデンスに基づく科学的介護を行う。
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の22.0%	介護職員の生活の安定・向上や、労働市場での介護職種の魅力の増大につなげる観点から、介護職員の賃金改善および職場環境の改善（研修の実施やICT活用等）を図る。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月	介護現場における業務効率化やICT導入による生産性向上を促進し、それによって職員がより質の高いサービスに時間をあてられるようにする。

※加算算定については、家族に説明し、同意書にて同意を得ることとする。

※医療連携体制加算については、別紙重度化における指針を明記し家族に同意を得るものとする。算定に関し、当施設は訪問看護事業所と連携するものとする。

※看取り介護加算算定に関し、看取り看護についての同意書にて、家族に同意を得るものとする。

また、看取り介護加算は死亡月にまとめて請求することから、退居後の月において自己負担が発生する場合もありえる。

訪問看護事業所名	可部訪問看護ステーションなずな
連絡先	(082) 814-5500

※加算については、介護保険改正に伴い変更になることがありますので、変更時は書

面をもって通知するものとする。

第5条（利用料の支払い）

- 1 事業所は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受ける（以下「法定代理受理サービス」という）。
- 2 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月15日までに、前月の利用料等を請求する。
請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付する。
- 3 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月末日までに事業所の指定（振込または自動引落）する方法により支払う。
- 4 支払方法については、家族の同意に基づき支払方法を協議する。
現金の持ち込みは原則行わないこととする。
- 5 振込先金融機関及び自動引落金融機関

振込先金融機関	ゆうちょ銀行（店名：五一八）
口座番号	15170 - 57293751
口座名義	カブシキガイシャ ジートラスト

- 6 当施設においては現金の保管は原則的に行いません。
- 7 利用者の日常生活に必要な金銭管理の取扱いについては、金銭管理規程に基づき契約にて行います。
- 8 月途中の退所については、退所手続き時に現金での概算計算での精算を行い、仮領収にて手続きを致します。介護請求に関しては前月使用分（利用分）を毎月10日までに国民健康保険連合会（国保連）に請求致しますので正規費用については15日前後に分かりますので過不足等で精算し領収書の発行と致します。
- 9 退所手続き（現金精算後）終了後に通帳、介護保険者証、後期高齢者受給者証（医療保険者証）を返却するものとする。

第6条（入居にあたっての留意事項）

利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会などを侵害してはならない。

- 1 入居に際しては主治医の診断書等が必要であり、入居申込時が認知症状態であることを確認する。
- 2 入居に際しては、入居者の生活歴、病歴を家族に記入してもらう。
- 3 自傷他害の恐れがないこと。

- 4 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- 5 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 6 入居者が入院治療を要するなど共同生活ができなくなった場合、家族と相談し必要な措置を講ずる。
- 7 ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除する。
- 8 利用者の退居の際は、利用者及び家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境、介護の継続性に配慮し、必要な援助を行う。
- 9 入居年月日、退居年月日は契約書に記載する。
- 10 利用者は、事業者の設備、備品などの使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- 11 その他、この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書に明記し、利用者に説明するものとする。

第7条（医療機関等への定期受診）

サービス利用中の定期受診等の健康管理は、原則として当事業所の協力医療機関と連携して行います。ただし、利用者または家族のご希望により、それ以外の医療機関での受診を希望される場合は、家族対応にてご協力して頂きます。

原則、協力病院以外の受診は家族対応ですが、職員対応にて受診する場合は別途費用（往復 2,000 円）を請求致します。

尚、受診時の Dr より伝えられた内容は記録に残し、医療連携ノートのコピーを月に 1 回以上家族に送付し、特記事項は随時家族に連絡するものとする。また家族へ連絡した場合はその記載も残すものとする。

第8条（緊急時の対応）

- 1 事業所は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業所の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援する。
- 2 事業所は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、緊急医療あるいは緊急入院が受けられるように援助する。
- 3 事業所は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、協力医療機関（第9条記載）と連携をとる。
- 4 緊急時対応にて、協力病院以外への搬送の場合は書面をもって情報提供するものとする。
- 5 夜間時の病院への緊急搬送後当施設への戻る際の職員タクシー代を請求させて

頂く場合が御座います。

第9条（協力医療機関及び協力歯科医療機関）

協 力 医 療 機 関	名 称	連 絡 先
内科・透析	勝木台クリニック	TEL：(082) 819-0333 FAX：(082) 819-0337
内科	二宮内科	TEL：(082) 810-0188 FAX：(082) 815-2256
内科	鈴張クリニック	TEL：(082) 835-0260 FAX：(082) 810-2256
精神科	児玉病院	TEL：(082) 814-3151 FAX：(082) 814-8585
心療内科・精神科	こころの健康クリニック可部	TEL：(082) 849-5477 FAX：(082) 849-5478
整形外科	やまさき整形外科	TEL：(082) 819-5477 FAX：(082) 815-5121
皮膚科	こころ皮ふ科クリニック	TEL：(082) 849-5477 FAX：(082) 849-5478
眼科	市頭眼科	TEL：(082) 815-7677
歯科	フラワー歯科	TEL：(082) 848-6855

訪問看護	可部訪問看護ステーションなずな	TEL：(082) 814-5500
------	-----------------	--------------------

第 10 条（非常災害対策）

事業者は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上、避難・救助訓練を行う。
また、訓練の実施当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 11 条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等の危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはない。
- 2 あらかじめ文章により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規程にかかわらず、一定の条件の下（別紙記載）で情報を提供することができることとする。
- 3 施設内掲示・楽々苑だより等に、家族及び利用者の写真・個人情報については必要最小限の範囲内で使用するものとし、同意書にて同意を得るものとする。

第 12 条（身体拘束）

身体的拘束等は原則行わない。また、身体拘束禁止のための指針を整備し、身体拘束禁止委員会を設置し 3 か月に 1 回開催する。身体拘束禁止委員会の結果は全職員に周知し、身体拘束禁止のための職員研修を 1 年に 2 回以上行い、新規採用時にも研修を行う。

ただし、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するための緊急止むを得ない場合に身体拘束を行う際には以下を行う。

- 1 関係従業者が参加し、状態や状況を勘案し、身体的拘束等の必要性の検討を含めたケース会議を開催する。
- 2 身体的拘束等の必要性（切迫性・非代替性・一時性）は管理者と計画作成担当者を中心として判断する。
- 3 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録を作成し、身体的拘束等の解除予定日を記載し、利用者又はその家族へ説明する。
- 4 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録を作成し、身体的拘束等の実施中の経過観察記録作成及び経過について、利用者又はその家族へ説明する。
- 5 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施し、記録に残すものとする。

第 13 条（苦情処理）

- 1 利用者または利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口（連絡先）、担当者を設置するものとする。

苦 情 解 決 責 任 者	中西 明夫
苦 情 受 付 担 当 者	吉原 顕
苦 情 受 付 時 間	毎週月曜日～金曜日（祝祭日を含む） 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
苦 情 時 連 絡 先	T E L （082） 573-5050 F A X （082） 835-3331

- 2 苦情解決における苦情を処理するために講ずる措置の対応は、株式会社 G トラストの苦情解決規定によるものとする。

- 3 公的機関においても苦情申し立てできます。

広島県国民健康保険団体連合会（国保連）	TEL：（082） 554-0783
広島県福祉サービス運営適正委員会	TEL：（082） 254-3419
広島市介護保険課事業者指導係	TEL：（082） 504-2173
安佐北区社会福祉協議会	TEL：（082） 814-0811
認知症・高齢者の権利擁護相談	TEL：（082） 254-3434
安佐北区厚生部福祉課高齢介護係	TEL：（082） 819-0621

第 14 条（衛生管理・感染予防）

- 1 事業所は、衛生管理及び感染予防に関するマニュアルを作成し、感染予防に努めることとする。また、感染症が発生し、まん延しないように必要な措置を講じなければならない。
- 2 職員には、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

第 15 条（事故発生時の対応について）

- 1 事故が生じた場合には市町村、家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を行なう。
- 2 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。
- 3 事故について賠償すべきかどうかの判断については保険会社が判断するものとし、重過失がある場合のみ損害賠償を行うものとする。
- 4 事故が生じた際には記録を残し、原因解明と再発生を防ぐための対策を講ずる。
- 5 賠償請求に備え施設賠償保険に加入するものとする。

保 險 会 社 名	東京海上日動火災保険株式会社
-----------	----------------

連 絡 先	(取扱代理店)株式会社全福サービス 03-3252-2035
-------	-----------------------------------

第 16 条（虐待防止等）

- 1 事業所従業者は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守する。
- 2 個人ケースに対応するため、従業員間で情報共有を行い、必要時はカンファレンスにて個人対応を図る。
- 3 従業者の認識の浸透を図り、研修の項目として継続的にとまた利用者及び家族に対し安心できるサービスの提供のため、事業所従業者の認識の浸透を図るため、研修の項目として継続的に取り組んでいく。
- 4 虐待が疑われた事例を発見した場合は、市町村等関係機関への報告を行う。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者として設置する。

第 17 条（運営推進会議）

- 1 地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る観点から利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び事業所所在地の市の職員又は地域包括支援センターの職員などにより構成される運営推進会議を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上開催することとする。
- 2 運営推進会議の内容については、記録を作成するとともに、記録を公表するものとする。

第 18 条（ハラスメント対策）

- 1 事業者は、従業者に対してのハラスメントは容認しない。職場におけるセクシャルハラスメント及びパワーハラスメントについて、「男女雇用機会均等法」及び「労働施策総合推進法」を遵守する。また、カスタマーハラスメントに関しても必要な処置を講ずる。
- 2 ハラスメント対策についての指針を整備する。
- 3 職場におけるハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は管理者とする。
- 4 管理者は職場に関するハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の分析と再発防止等、業務体制の整備等、適切な再発防止策を講ずる。

第 19 条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業者は、事業従業者の質的向上を図るために、次のような研修の機会を設

けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

②継続研修 年 2 回

- 2 事業所は、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し完結した日より 5 年間保存する。また、適切な個人情報の取り扱いを行った上で電磁的な対応を含む。さらに、利用者、家族の求めに応じて閲覧に供し、また実費負担にて、その写しを交付することができる（10 円／枚）。
- 4 事業所は、サービス記録、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を整備しておかなくてはならない。
- 5 重要事項説明書の変更については変更事項を家族へ送付し、同意書に捺印して頂き周知徹底したものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 G トラストと、グループホーム A S A 楽々苑の管理者との協議に基き定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 4 年 4 月 4 日から施行する。

第 4 条、第 15 条 令和 4 年 9 月 1 日改正

第 16 条 令和 4 年 9 月 13 日改正

第 4 条 令和 4 年 10 月 1 日改正

第 9 条 令和 5 年 1 月 1 日改正

第 1 条、第 3 条 令和 5 年 3 月 1 日改正

第 3 条、第 16 条 令和 5 年 6 月 1 日改正

第 3 条、第 4 条、第 13 条 令和 5 年 10 月 1 日改正

第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 13 条 令和 6 年 6 月 1 日改正

第 2 条、第 13 条 令和 7 年 1 月 1 日改正

第 4 条 令和 7 年 4 月 1 日改正

第 3 条、第 13 条 令和 8 年 2 月 1 日改正

第 4 条 令和 8 年 6 月 1 日改正

第 4 条 令和 8 年 7 月 1 日改正